平成２３年（フ）第１６１７３号
東京都杉並区松庵３丁目21―10―502
債務者　伊藤　美絵
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６１７６号
千葉県船橋市湊町３丁目17―15―103
債務者　山形　文重
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６８９号
静岡市駿河区丸子２丁目15番Ｊ８―204号
債務者　落合　洋貴
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月17日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１４６１号
東京都町田市成瀬が丘３丁目２番地７エステートピア11―202
債務者　小崎　祥一
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月25日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第２９７３号
横浜市中区松影町４丁目14番地６　ロータリーライフ石川町503号室
債務者　有馬　拓己
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１６０５８号
神奈川県横浜市西区桜木町７丁目42―12　Ｌ．Ｍ．横浜桜木町1107号
債務者　渡邉　浩志
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月31日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４５７２号
東京都品川区大井１丁目43―７　ＴＯＰＲＯＯＭ品川第２―901
債務者　小澤満美子（旧姓石黒）
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月２日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４５９０号
東京都世田谷区上馬１丁目28―13―101
債務者　島岡ひとみ
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月２日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４７２２号
東京都渋谷区恵比寿１丁目23―10
債務者　内田　浩二
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月２日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４２２号
東京都八王子市台町４丁目34番５号青木ハイツ201号
債務者　長田　眞悟
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月３日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第７２７号
静岡市駿河区有明町11番６号　有東団地改良住宅５棟２号
債務者　一瀬　康弘
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月31日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６６号
熊本県人吉市下原田町字荒毛1479番地　ラフィーヌケインＡ２―９
債務者　林　　俊夫
1　決定年月日時　平成23年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月10日午前10時
熊本地方裁判所人吉支部

平成２３年（フ）第１４２６号
東京都多摩市唐木田１丁目54番地の24カルチャーバレー唐木田１―203
債務者　保坂　貴子
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月17日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第７３６号
静岡市駿河区下川原４丁目６―33　福地ハイツ105、住民票上の住所静岡市駿河区下川原４丁目17番６－３号
債務者　大瀧　賢二
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月21日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成２３年（フ）第１４３号
埼玉県上尾市大字平方領々家587番地10
破産者　株式会社サンアドバンス
1　決定年月日　平成23年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１０７号
最後の住所山形市小白川町１丁目７番34号
破産者　被相続人佐藤隆三の相続財産
1　決定年月日　平成23年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所民事部